

# 民主党政権政策マニフェスト2009(医療保険関係)

## 21. 後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険を守る

### 【政策目的】

- 年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める。
- 医療保険制度の一元的運用を通じて、国民皆保険制度を守る。

### 【具体案】

- 後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。
- 被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

【所要額】 8500億円程度

## 38. 雇用保険を全ての労働者に適用する

### 【政策目的】

- セーフティネットを強化して、国民の安心感を高める。
- 雇用保険の財政基盤を強化するとともに、雇用形態の多様化に対応する。

### 【具体案】

- 全ての労働者を雇用保険の被保険者とする。
- 雇用保険における国庫負担を、法律の本則である1／4に戻す。
- 失業後1年の間は、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにする。

【所要額】 3000億円程度

## 高齢医療制度改革会議の開催（平成21年11月～）

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため厚生労働大臣の主宰により開催。

### 【参考者】

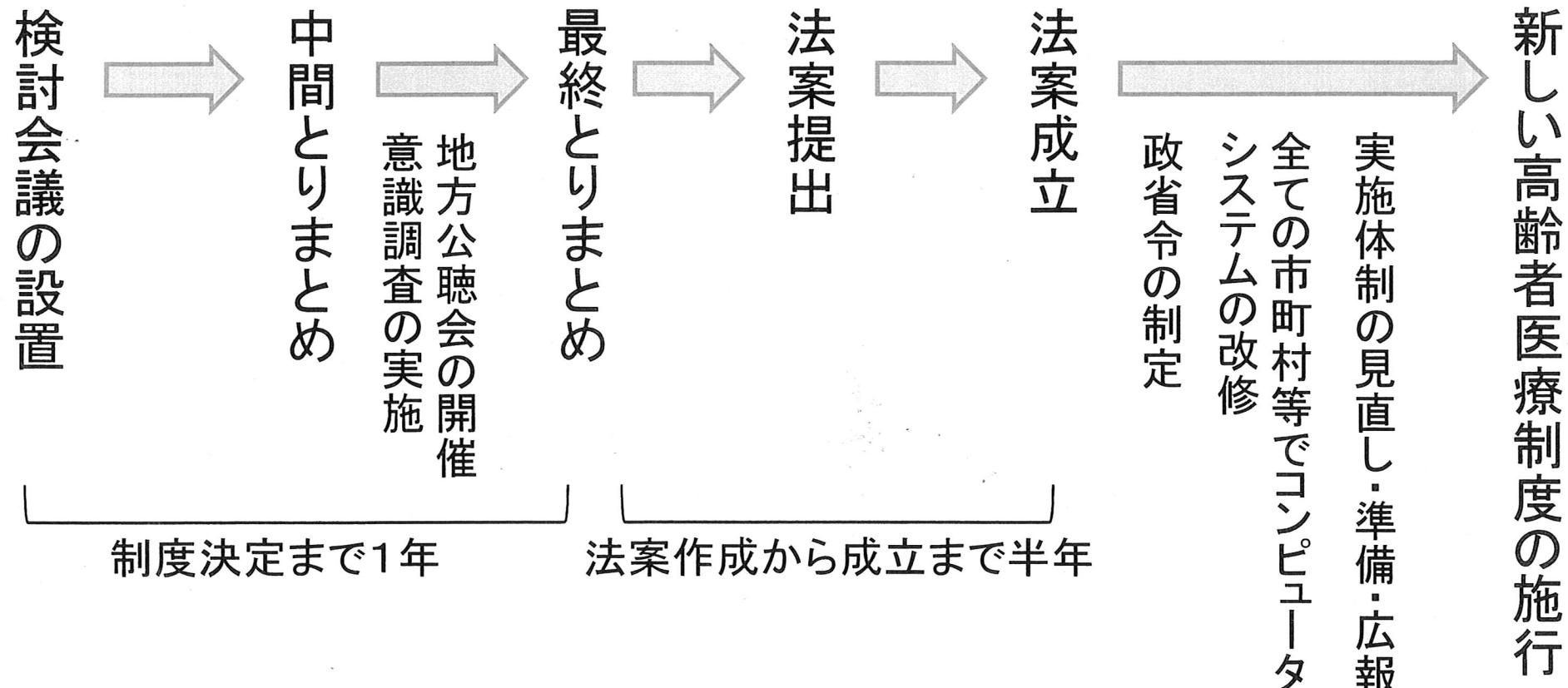
座長：岩村正彦東大教授ほか 19名

### 【検討に当たっての基本的な考え方】

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う

# 新しい高齢者医療制度創設までのスケジュール(見込み)

平成21年11月 平成22年夏 平成22年末 平成23年1月 平成23年春 平成25年4月



(参考)後期高齢者医療制度も法案成立から施行までは約2年。

平成18年6月 高齢者の医療の確保に関する法律の成立

平成20年4月 後期高齢者医療制度の施行